

モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	原子爆弾被爆者等を援護すること
------------------	-----------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
施策目標	5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること
個別目標	1	被爆者の健康の保持・増進を図ること
(評価対象事務事業) ・ 原爆被爆者に対する健康診断事業		
施策の概要(目的・根拠法令等) 1 目的等 被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)等に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講ずるという観点から、被爆者等に対し、医療費、手当の支給や健康診断等を行っている。 2 根拠法令等 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)		
主管部局・課室	健康局総務課	
関係部局・課室		

2. 施策目標に係る指標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	被爆者健康診断受診率(単位:%) (-)	79.4 【-】	80.0 【-】	78.5 【-】	77.0 【-】	76.2 【-】
(調査名・資料出所、備考) ・ 被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数/(被爆者健康手帳交付者数+健康診断受診者証交付者数)」により算出。 ・ 「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護の法律」(平成6年法律第117号)第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは同法施行令(平成7年政令第26号)別表第3及び第4に該当する者をいう。						

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1 被爆者の健康の保持・増進を図ること						
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	被爆者健康診断受診率(単位：%) (-) ※施策目標に係る指標1と同じ	79.4 【-】	80.0 【-】	78.5 【-】	77.0 【-】	76.2 【-】
(調査名・資料出所、備考) ・ 被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数/(被爆者健康手帳交付者数+健康診断受診者証交付者数)」により算出。 ・ 「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護の法律」(平成6年法律第117号)第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは同法施行令(平成7年政令第26号)別表第3及び第4に該当する者をいう。						
参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	一般健康診断受診者数	221,866	217,948	207,462	196,927	188,534
2	(被爆者健康手帳交付者数+健康診断受診者証交付者数)	279,461	272,271	264,296	255,881	247,483
(調査名・資料出所、備考) 参考統計1及び2は、健康局総務課調査による。						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名	原爆被爆者健康診断費交付金					
平成20年度 予算額等	2,927百万円(補助割合:[国10/10][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()					
平成20年度 決算額	2,927百万円					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)						
概要:「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)に基づき、被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)及び健康診断受診者証交付者に対し、健康診断を行う。						
必要性等:原爆被爆者対策については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)の前文のとおり、「国の責任」において実施することとされている。被爆者の平均年齢が70歳を超えた現在、健康状態に応じて支給される各種手当及び福祉サービス等に対する個々の被爆者の需要は増大しており、健康診断等を通じ、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、疾病の早期発見、治療を行う必要がある。						
政府決定・重要施策との関連性 なし						
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20	
予算推移(補正後) (百万円)	3,413	3,392	3,273	3,006	2,927	
予算上事業数等 例:一般健康診断 受診者数	235,824	221,866	217,948	207,462	196,297	

事業実績数等 例：一般健康診断 受診者数	221,866	217,948	207,462	196,927	188,534
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
<p>平成20年度の被爆者健康診断受診率は76.2%となっており、減少傾向にある。これは高齢化に伴い健康診断を受診せず、医療機関にかかっている被爆者が増えてきており、医療を受ける一環として健康管理を行う者が増加していることが原因と考えられる。しかしながら過去5年間の受診率の平均は78.2%となっており、高水準を維持している。</p> <p>今後も疾病の早期発見・早期治療を図り、被爆者の援護のために適切な施策を行っていくため事業を継続する必要があると考える。</p>					